

平成 30 年 3 月 15 日
こども家庭部こども施策企画課

練馬区子ども・子育て支援事業計画中間見直し(案)について

1 素案に対する意見募集結果について

(1) 意見募集期間

平成 29 年 12 月 11 日 (月) から平成 30 年 1 月 19 日 (金)

(2) 周知方法

ねりま区報 (12 月 11 日号)・区ホームページへの掲載
区民情報ひろば、区民事務所、図書館等での閲覧

(3) 意見件数

66 件 (18 名・1 団体)

(4) 寄せられた意見の内訳

項目	件数
計画全般	4
第 1 章 計画の中間見直しの基本的な考え方	1
第 2 章 計画の重点取組の進捗状況	12
子どもと子育て家庭の支援の充実	1
子どもの教育・保育の充実	3
子どもの成長環境の充実	8
第 3 章 法定事業の年度別需給計画	37
教育・保育	30
地域子ども・子育て支援事業	6
提供区域の設定	1
その他	12
合 計	66

(5) 意見に対する対応状況について

対応区分	件数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	5
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	3
□ 素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	13
△ 事業実施等の際に検討するもの	6
※ 趣旨を反映できないもの	14
－ その他、上記以外のもの	3
合計	44

※同趣旨の意見は1件とカウントし、一つの意見に対し複数の対応区分としたものはそれぞれの対応区分でカウントするため、1(3)の意見件数とは一致しない。

(6) 区民からの意見(要旨)と区の考え方
別紙のとおり

2 素案から案への主な変更点について

頁	変更箇所	変更・追加等の内容
目次	目次	見出しレベルを細分化し、事業名等を追記
2	グラフ(人口推計)	実線と点線にし、より見やすく修正
3、8	重点取組(リーディングプロジェクト)および【重点】	単語の注釈を追記
5、23	ねりっこクラブ	実施場所を追記
8~23	年度別需給計画の見直し内容	各事業の見直しの内容について、より具体的に追記

3 練馬区子ども・子育て支援事業計画中間見直し(案)
別紙のとおり

4 今後の予定
平成30年3月 計画改定

区民からの意見(要旨)と区の考え方

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
1	計画全般	見直し内容がわかりにくい。具体的に見直し内容を記載してほしい。	P 8以降の「2 法定事業の年度別需給計画」の見直しの内容に関する説明を追加し、よりわかりやすくします。	◎
2	計画全般	目次の見出しレベルや元号の記載の統一など、体裁を改善してほしい。また、グラフ上の折れ線が複数あるため、見にくい。一方は実線、他方は点線などの配慮をしてほしい。	ご意見を踏まえ、より見やすいかたちに修正します。	◎
3	計画全般	延長保育事業や病児・病後児保育事業などのように、園数や定員数を増やしていくと記載している事業は、園数等も併せて記載すべきである。	本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、各事業の需要量と供給量をお示しするものです。	※
4	計画全般	法定事業の年度別需給計画の中に「重点」と書かれているものが多くあるが、なぜ重点なのか等の具体的な説明が必要である。	「重点」取組は、区の上位計画である「みどりの風吹くまちビジョン」の戦略計画に位置付けた施策であり、「重点取組（リーディングプロジェクト）」としています。ご意見を踏まえて注釈を記載します。	◎
5	第1章 計画の中間見直しの基本的な考え方	児童人口推計が大幅に見直されており、区の一連の計画の前提が破たんしている。人口は政策の反映でもある。人口推計を大幅に見直すこととなったということを重く受け止めるべきである。	近年の出生数の増加を背景に、推計児童人口が増加したものと考えます。人口推計において、特に出生数は様々な要因で増減することがあるため、今後も注視していきます。	—
6	第2章 子どもと子育て家庭の支援の充実	「すくすくアドバイザー」は保健師などの有資格者を配置すべきである。実態はどうなっているのか。	「すくすくアドバイザー」は東京都が定める必要な研修を修了した者を配置しています。保健相談所の「妊娠・子育て相談員」と緊密な連携を図っていることから、保健師を配置しなくても十分な相談機能を備えていると考えています。	□
7	第2章 子どもの教育・保育の充実	練馬こども園について、保育園のつもりで預けている保護者と幼稚園側との間に溝がある。行事が多く、急な休みもあるので、働いていると調整が大変である。双方の意見を参考にしながら改善を図ってほしい。	練馬こども園は学校教育法に基づく私立幼稚園であるため、教育や園行事などに各園の特色があります。保護者に制度を広く周知するとともに、認定園には保護者のご意見を伝え、可能な限り、様々なニーズに応えられるよう要請していきます。	□

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
8	第2章 子どもの 教育・保 育の充実	練馬こども園は認可保育園ではない。3歳以降は練馬こども園という方針には疑問がある。もっと保護者の意見を聞くべきである。(同意見1件)	区が実施した子育て世帯を対象としたニーズ調査では、3～5歳の預け先として、多くの方が認可保育所とともに「預かり保育のある幼稚園」を希望しています。こうしたニーズに応えるため、区独自の幼保一元化制度として練馬こども園を創設しました。 練馬こども園では、保育を必要とする多くの家庭に利用され、認可保育所から転園する家庭もあります。今後も保育施設とともに練馬こども園を拡大し、保護者が個々の家庭のニーズに応じて教育・保育サービスを選択できる環境づくりを進めます。	※
9	第2章 子どもの 成長環境 の充実	民間学童保育の誘致を進めるとあるが、現在誘致できた民間学童保育について具体名称を記載すべきである。	誘致した民間学童保育施設については、随時、区ホームページ等に記載していますので、ご参照ください。	※
10	第2章 子どもの 成長環境 の充実	ねりっこクラブは、どこで開設しているか不明である。小学校なら小学校というように、どこで開設しているかを記載すべきである。	ねりっこクラブは、区立小学校で実施する旨を記載します。	◎
11	第2章 子どもの 成長環境 の充実	学童クラブは廃止方向となっている。最大90名になる「ねりっこクラブ」に移行しているようだが、90名の子どもをどうやって見るというのか。どの地域にも学童クラブを作るべきで、児童館内の学童クラブを廃止すべきではない。	ねりっこクラブでは「ねりっこ学童クラブ」と「ねりっこひろば」の二つの事業を実施していますが、「ねりっこ学童クラブ」は児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業であり、学童クラブです。そのため、国の基準を踏まえた区の基準条例に基づき、区立学童クラブと同様に運営しています。保育する児童をおおむね40人ごとに分け、児童数に応じて必要な職員を配置しています。また、ねりっこクラブを推進するため、地区区民館の改修にあわせて、館内の学童クラブを近隣の小学校に設置していきますが、児童館の学童クラブを廃止するということではありません。	□
12	第2章 子どもの 成長環境 の充実	田柄地区区民館を始めとする既存の学校外の学童クラブの存続を要望する。	ねりっこクラブを推進するため、地区区民館の改修にあわせて、館内の学童クラブを近隣の小学校に設置していきますが、学校外の学童クラブを存続することについては、個々の学童クラブの保育需要等を踏まえ、適宜判断していきます。	△

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
13	第2章 子どもの成長環境の充実	ねりっこクラブは学童クラブと違う。待機児童解消のためには、直営の学童クラブの増設をすべきである。また、国の指針では、学童保育は「支援の単位」として40人以下としている。国の指針に沿って、保育の質を確保して学童クラブを実施すべきである。（同意見2件）	ねりっこ学童クラブでは、学校施設を活用することで定員を拡大していますが、国の基準を踏まえた区の基準条例に基づき、必要な職員配置や施設面積を確保し、運営しています。保育する児童の集団規模についても、国の基準を踏まえ、おおむね40人ごとの「支援の単位」を複数設定し、運営しています。引き続き、待機児童の解消と延長保育等のサービスの向上を図るため、民間事業者のスキルやノウハウを活用し、ねりっこクラブの拡大とともに民間学童保育の誘致を進めていきます。	※
14	第2章 子どもの成長環境の充実	ねりっこクラブの十分な評価検証や実施体制の見直しを求める。ねりっこクラブの増設とこれ以上の学童クラブの委託には反対である。	ねりっこクラブは、「子ども・子育て会議」や「放課後子ども総合プラン運営委員会」での意見とともに、利用者アンケートを毎年実施するなどにより、進めています。すべての小学生の放課後や夏休み等の安全で充実した居場所を確保するため、引き続き、ねりっこクラブを推進していきます。また、学童クラブの運営については、民間のスキルやノウハウを活用して延長保育等のサービスの向上を図るため、運営委託を進めています。	※
15	第3章 教育・保育	区は29年4月の待機児童数を48名としているが、この数値は認証保育所などに入ったり、育休延長した数を差し引いた、実態とかい離した数値である。実際に保育所等へ入れなかった者は800人以上いる。大変な保活をしないで済むように、実態に合った待機児童数を把握した上で、計画を策定してほしい。（同意見8件）	待機児童数の算定方法は、厚生労働省が示す定義をもとに算出した数値を示しています。	※
16	第3章 教育・保育	計画の見直しに当たっては、入所希望者数を基本とするのではなく、未就学児の総数を基本とし、未就学児の総数に見合う認可保育所の定員を確保してほしい。	保育所は保育を必要とする児童を対象としています。保育定員枠の拡大に当たっては、引き続き、需要の動向を踏まえつつ、多様な保護者のニーズに応じて教育・保育サービスを選択できるよう、保育施設の整備や練馬こども園の拡大に取り組んでいきます。	※

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
17	第3章 教育・保育	保育料無償化よりも求めているものは、預けたい時に預けられる施設を増やすことである。同じお金を使うのであれば、入れなかった家庭を救済するためにお金を使ってほしい。	今後の保育需要の動向を踏まえ、引き続き、認可保育所や小規模保育事業、練馬こども園などを拡大し、待機児童の解消を図っていきます。	□
18	第3章 教育・保育	幼稚園教諭の処遇改善を望む。	幼稚園における幼稚園教諭や保育士等の人材確保や離職防止のため、機会を通じて、国や都に要望していきます。	△
19	第3章 教育・保育	すべての保育士の処遇改善を望む。	今後とも、国や都が実施している補助事業等を継続的に活用し、保育従事職員の処遇改善を図っていきます。	□
20	第3章 教育・保育	保育士、幼稚園教諭の免許を持つ人はたくさんいる。そのような豊富な人材を活用できる区独自の方式を考えてみてはどうか。	現在は、保育人材確保のための「保育士確保支援事業」の実施により、保育士の就職支援をしています。また、幼稚園教諭を募集する幼稚園とのマッチングの機会の確保など、保育士、幼稚園教諭の有資格者の確保策を検討します。加えて、自分の子どもを預けられないために、保育士が就労できないといった状況が生じないように、認可保育所等の整備を含め、多様な手段で待機児童の解消を図っていきます。	□ △
21	第3章 教育・保育	区のニーズ調査では「延長保育のある認可保育園」を区民が一番求めている。その旨を明記し、整備すべきである。	区では、保育サービス等の拡充を重点取組の一つに掲げ、多様な保育サービスを充実させるため、延長保育のある認可保育所の整備を進めています。また、区立保育園の運営委託に際して、延長保育の実施を計画等に明記するとともに、私立保育園を新規整備する際には、事業者に対し延長保育を実施するよう積極的に要請していきます。	○
22	第3章 教育・保育	認可保育園の無理な定員拡大など、詰め込み保育はやめてほしい。	新規施設はもとより、既存施設の定員拡大に際しては、面積基準、職員配置基準を順守し、各施設と協議のうえを進めています。	※

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
23	第3章 教育・保育	区民が一番求めている安心して預けられる0～5歳までの認可保育園を増やし、入れるようにしてほしい。0～2歳までの子どもを預かる保育施設の整備は、子どもの成長を遮断し、人格と個性の発達を考慮しない施策と考え、反対である。(同意見4件)	待機児童数の状況や今後の保育需要見込みなどを踏まえ、認可保育所、小規模保育事業などの整備、既存園の定員拡大など多様な手法により待機児童の解消を図っていきます。	※
24	第3章 教育・保育	待機児童解消のために、区直営の認可保育所を作ることを明記すべきである。	現在、区内の認可保育園の過半数が私立保育園であり、保育園の運営は民間の運営が軸になっています。今後も民間のスキルやノウハウを生かした、保育所等の施設整備を進め、多様な手法で待機児童解消を図っていきます。	※
25	第3章 教育・保育	保育園を選択できるような環境にしてほしい。	待機児童が発生している現状では、希望の園を利用することが困難な場合もありますが、引き続き、増加する保育需要と多様な保護者ニーズに応えるため、認可保育所や小規模保育事業、練馬こども園などにより選択できる環境を整備します。	□
26	第3章 教育・保育	保育園への入園を希望するすべての人が、入園できるようにしてほしい。(同意見4件)	増加する保育需要と多様な保護者ニーズに応えるため、地域や年齢も考慮しながら、認可保育所や小規模保育事業、練馬こども園などにより定員枠を拡大し、待機児童の解消を図っていきます。	□
27	第3章 教育・保育	現在は4月以外での認可保育園への入園は大変困難である。春と秋に入園可能である自治体もあるので、区も近い形態を取れるようにしてほしい。	区が行う保育施設の選考は、3月を除く毎月入園の申込みを受付し、保育定員の空き状況に応じて入園選考を実施しています。しかし、年度当初の4月以外での入園は、引越しや幼稚園の入園などが少ないため保育定員に空きが生じにくい状況です。今後も、保育需要の見込みなどを踏まえ、認可保育所、小規模保育事業を整備し、既存園の定員拡大など多様な手段で待機児童の解消を図っていきます。	□
28	第3章 教育・保育	法人税減税等のインセンティブ付与などにより、事業所内保育事業の誘致も進めるべきである。	事業所内保育事業の開設を希望する企業からの相談には、丁寧に応じています。地域枠の拡大についても、設置する企業へ要請していきます。	—

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
29	第3章 地域子ども・子育て支援事業	地域子ども・子育て支援事業について、それぞれの予算についても計画に明記すべきである。	本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、各事業の需要量と供給量をお示しすることを目的としています。各事業に必要な予算として定めていきます。	※
30	第3章 地域子ども・子育て支援事業	放課後児童健全育成事業について、「近年の待機児童数の状況等を踏まえ」とあるが、具体的にはどのような状況なのか不明である。具体的な状況等を記載すべきである。	ご意見を踏まえ、説明を追加します。	◎
31	第3章 地域子ども・子育て支援事業	0～5歳の児童人口が今後も上昇するのであれば、それに見合う学童クラブの待機児童対策が必要である。	学童クラブの需要の見込みについては、近年における就学前児童人口の増加や学童クラブの需要の増加を踏まえ算出しています。これに対応するため、ねりっこクラブの拡大や民間学童保育の誘致を進めていきます。	○
32	第3章 地域子ども・子育て支援事業	民間学童クラブで働く職員の処遇と福利厚生が心配である。区は、民間学童クラブで働く職員の労働環境に責任をもつことと、学童保育の質を働く職員の側面から支えるべきである。	受託事業者は、雇用主として労働関係法令を遵守し、運営しています。区が民間の事業従事者の処遇や福利厚生等を保障することは困難ですが、立入調査等を通じて、事業者が規定する給与が適正に支払われているか、適切な労働環境であるかなどを確認しています。	□
33	第3章 地域子ども・子育て支援事業	多様な主体が参入することを促進するための事業について、保護者（父母会代表）など、多くの区民の意見を反映するような仕組みとすることを明記すべきである。	本事業は、子ども・子育て支援新制度の対象施設となることを目指す事業者へ区が助言指導を行うものです。区では、子ども・子育て支援新制度開始前から、地域型保育事業などに対し、区立保育園の園長経験者等による助言、指導を行っています。事業開始後も巡回指導により関わりを継続し、支援することにより、多様な事業主体が参入しやすい環境を整えています。	□
34	第3章 地域子ども・子育て支援事業	他の自治体は2週間健診まで助成が出るところもある。産婦に対して、現在母子ともに自己負担となっている産後の1か月健診の助成をするなどして、出産時の負担が軽くなるような検討をしてほしい。	妊婦健診費助成と同様、区単独ではなく東京都全体で対応できるよう働きかけていきます。	△

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
35	第3章 提供区域 の設定	教育・保育提供区域の設定はナンセンスである。区内のどこでもサービスを受けられるようにすべきである。	教育・保育提供区域は、計画上、地域ごとの需給計画を策定するために設定したもので、サービスはどの地域でも利用することができます。	○
36	その他	年末年始をはさんでのパブリックコメントは、区立施設も閉館しているため、閲覧期間が短すぎる。	区民意見募集の期間については、年末年始の期間も勘案した上で、必要な募集期間を設定しています。	—
37	その他	保育園の委託化・民営化は質の低下を引き起こしている。区立保育園を増設するべきである。民間委託の見直しを要望する。（同意見2件）	区立保育園の委託は、民間活力により、保護者の多様なニーズに応え、サービスの充実を図るものです。また、委託に際しては、保育水準を維持するため、一年間の引継期間を設定するとともに、一定の経験年数のある職員配置を行っています。これらにより20園の委託園では、保護者アンケートや第三者評価で高い評価を受けています。今後も、保護者の多様なニーズに応えるため、区立保育園の民間委託を進めていきます。	※
38	その他	延長保育については、民間委託とは切り離して検討し、委託化と引き換えに事業を実施することはしないと明記すべきである。	区立保育園の民間委託は、民間のスキルとノウハウを活かした保育サービスの充実を目的にしています。また、延長保育のニーズが高いため、民間委託に伴い、延長保育を実施するとともに、私立保育園の新規整備の際には、延長保育を実施するよう積極的に要請しています。	※
39	その他	「保育利用のご案内」に関して、説明会を開催することを記載してほしい。	例年10月に翌年度版の「保育利用のご案内」を発行しています。さらに、発行の時期に合わせ、区内4か所で入園相談会を実施しています。また、ご相談は随時保育課窓口にて受け付けています。	□

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
40	その他	重篤なアレルギーがある子どもでも、安全に安心して預けられる保育園の拡大を希望する。区立園への入園優遇、園ごとの重篤なアレルギーを持つ児童の預かり経験の有無やそのときの経験を共有できるシステムなどについても検討してほしい。	児童を園でお預かりする際には、当然ながら安全を第一としています。現在、区立園ではアナフィラキシーの児童でも医師からの指示を受けてお預かりしています。あわせて、私立認可保育所においては、アレルギー児対応として、除去食・代替食の提供を行う場合、補助金を支給し、受入の支援を行っています。区立園への入園優遇や保育指数の加点は、様々な状況を踏まえ、検討していく必要があると考えます。区立・私立共通の課題である、アレルギー児受入に関する情報の共有は、今後検討していきます。	△
41	その他	入園申請の際の保育指数の制度について見直してほしい。見直しの際には、パブリックコメントなどを実施し区民意見を取り込む機会を設けてほしい。（収入が少ない人が入れるようにしてほしい、親族が近くでも遠方でも取扱いが同一であることに不満、など）（同意見2件）	現在、定員を上回る申込みがあるため、指数により入園を決定しています。近年の就労や世帯の状況の変化を踏まえ、指数の設定方法等の見直しも必要に応じて行っています。今後も世帯の状況の変化やご意見を踏まえ、指数の見直しを行っていくとともに、保育を利用できるように定員の拡大を図っていきます。	※
42	その他	多子世帯への支援として、同時在園でなくても、第3子以降の保育料の完全無料化（年齢制限・所得制限なし）を望む。	区では、独自にひとり親や障害者の世帯に対して、年齢や所得の制限を設けずに多子として認定し、第2子、第3子の保育料額を適用しています。また、国では幼児教育の段階的無償化を進めているところです。今後、国の動向を見ながら、教育・保育サービスの負担の適正化を検討していきます。	△
43	その他	地域包括システムの視点で、学童クラブの運営設置を含む子育て施策を検討することを要望する。	子どもの成長過程において、高齢者との交流は意義のあるものと考えていますが、現時点では増加する学童クラブのニーズに対応することが急務となっています。今後、子どもたちと高齢者や地域との交流等については学童クラブだけでなく、児童館・地区区民館等がその役割を担うことを検討していきます。	□